

賃貸借仕様書

1 件名

東京都立大学（日野キャンパス）ネットワーク機器の借入れ

2 契約期間

令和2年4月1日から令和6年9月30日まで（54箇月間）

3 納入場所

東京都立大学日野キャンパス（東京都日野市旭が丘6-6）

4 借入物件

東京都立大学（日野キャンパス）ネットワーク機器 一式
「ネットワーク機器特機仕様書」、「ネットワーク機器詳細」、「設置箇所一覧」、「ネットワーク概念図（新）」及び「日野キャンパス案内図」のとおり

5 支払

契約月額を毎月払いとする。ただし、当該月が完了し適正な請求書が提出された後、60日以内とする。

6 受託者の資格要件

- （1）情報セキュリティの徹底を図る観点から、本作業を実施する組織・部署において、本作業の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）について、ISO/IEC27001又は、JISQ27001に基づく認証を取得していること。

7 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- （1）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の第37条に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること賃借人の信用を失墜する行為をしてはならない。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

8 その他

- （1）本件機器に接続するファイアーウォール、サーバ、パソコンなどの機器の動作確認を十分に行い、日野キャンパスにおける「電子計算機システム」、「事務用パソコン」などの安定した動作を確保すること。
- （2）原則、保守は、原形復旧とするが、機器の製造元からの部品の供給が停止された場合など原形復旧が困難な場合は本学の同意を得て、同等な機能を有するほかの機器の設置・設定等による機能回復措置をもって代えることができる。
- （3）本仕様書に記述のない事項については、別添「電子情報処理委託に係る特記仕様書」（以下、特記仕様書という。）の定めに従うものとする。なお、本件において、特記仕様書にある「委託

者」、「受託者」については、それぞれ「借借人」、「貸貸人」に読み替える。また本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

【担当】 公立大学法人 首都大学東京 日野キャンパス
管理部管理課庶務係 岩澤・饗庭

ネットワーク機器特記仕様書

1 目的

平成27年に設置した首都大学東京日野キャンパスのネットワーク機器（以下、「旧ネットワーク機器」という。）を更新することで、日野キャンパス内の各建物間にネットワーク環境を構築する。教育や研究に不可欠な情報やデータベースへの安全で円滑なアクセス環境及びネットワーク監視装置により集中的な機器管理を行うことにより、安定したネットワークサービス環境を提供するものである。

2 基本事項

(1) 本件は、旧ネットワーク機器の更新であるため、機器の設置・稼働に当たっては、既存施設への収納、通信制御の連続性や整合性を確保すること。機器構成は、運用の負担軽減に考慮したものであること。

(2) 賃貸人は、賃借人が提示する以下の設定情報に基づき、機器の設定を行なうものとする。ただし、設定の変更が必要又は効果的と賃貸人が認めた場合は、賃借人の承認を得て、設定を変更できるものとする。

【提供資料】

ア 方式設計書

イ 各設置機器環境設計書

(3) 契約履行に際し、賃借人と協議の上で納入体制、納入機器一覧、納入作業予定、設置作業予定、導通試験など必要な事項を網羅した「作業計画書」を作成し、賃借人の承認を得ること。

(4) 賃貸人は、保守体制を明確にした「連絡体制表」を提出し、賃借人の確認を受けること。

(5) すべての納入機器には、納入者の名称、機器名、識別番号など管理運用に必要な事項と賃借物件であることの表示を行なうこと。

(6) 機器本体、それらの機器を接続するためのケーブル類、ソフトウェアに加えて、機器の搬入と据え付け、配線、機器及びソフトウェアのシステム設定・調整に関する全ての費用と契約終了後の撤去費用は本契約に含めること。

(7) 機器間ケーブルには、接続先が容易に確認できるよう、札をつけること。また、機器間ケーブル等は適切にまとめ、必要に応じてメタルモール仕上げ等を行うこと。

(8) 賃貸人は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報に関して機密保持を行なうこと。

3 納入・撤去作業

(1) 作業は可能な限り平日の9時から18時までの間に行なうこと。騒音を伴う作業や休日・週休日、夜間に行なう作業は、賃借人との綿密な協議を行なって実施すること。

(2) 人物への危害、建物及び備品の破損並びに騒音への防止措置を講ずること。

(3) 機器の搬入・組立て時に生じる空箱や梱包材等は速やかに持ち帰ること。

(4) 作業に当たっては、賃借人並びに旧ネットワーク機器の構築・保守事業者及びネットワーク運用委託の受託者と調整を十分に行い、不具合の生じないよう作業を実施すること。旧ネットワーク機器の下で別途稼働している事務系VPNネットワーク及び新実験棟ネットワークの稼働を確保すること。

- (5) 機器の入替えは、旧ネットワーク機器と並行で稼働し、段階的に入れ替えを実施することになるため、旧ネットワーク機器の構築・保守事業者及びネットワーク運用委託の受託者と密に連携を図り実施を行うこととし、これに係る費用についても本契約に含めることとする。
- (6) 本件に係る打合せを行った場合には、議事録を作成し、参加者の確認を得た上で提出すること。
- (7) 契約終了時又は契約解除時においては、賃貸人が物理的破壊またはデータ消去によりデータが漏えいしないよう情報セキュリティ対策を講じること。
- (8) 機器の撤去後に物理的破壊またはデータ消去を行う場合は、事前調整において、データ消去までの期間における情報セキュリティ対策を示した上で、厳重に管理すること。なお、物理的破壊においては、破壊証明書を物理的破壊後1か月以内に、データ消去においては、アメリカ国家安全保障局採用のNSA方式にて行い、証明書をデータ消去後1か月以内に提出すること。

4 付帯作業

(1) バックアップ

設定を施した機器のコンフィグレーションのバックアップ又はシステムのバックアップを本学に納品すること。

(2) ドキュメント

賃貸人は、以下ア～ウに定めるドキュメントを納品すること。

ア 賃貸人は、機器名及び施した設定を明示した以下の書類（電子データを含む）及び試験成績書を納品すること。

- ・IPアドレス一覧表
- ・ネットワーク構成図
- ・ネットワーク接続図
- ・機器設定書
- ・単体試験仕様書兼成績書
- ・システム試験仕様書兼成績書

イ 入手可能な日本語の製品添付マニュアルを提供すること。

ウ 本システム運用において運用担当者の使用を想定した、以下の手引書を各2部提出すること。

- ・機器起動／停止手順
- ・バックアップ／リストア手順

(3) 運用操作説明等

ネットワーク運用委託の受託者に対し、本件機器の運用に必要となる操作についての運用開始前に説明を行ない、運用開始後には必要に応じて助言を行なうこと。

5 設置条件等

(1) 設置作業

本件機器の設置個所は、別紙「設置個所一覧」のとおりとする。

(2) 接続作業

既存及び新規のネットワークとの接続作業を行うこと。

(3) 設定作業

セキュリティ等、本件機器に必要な設定を行うこと。

現行ミドルスイッチ、エッジスイッチに設定されているアクセスリスト（約150個）を移行すること。

(4) テスト作業

本件機器について、別紙「ネットワーク機器詳細」に記載されている性能確認を行うこと。

(5) 電源及び冷房設備

原則、既存の電源及び冷房機を利用する。ただし、特殊な電源設備及び冷房設備が必要な場合は、本学担当者と協議した上で、賃貸人がこれを用意し、設置すること。

6 保守

(1) 基本事項

ア 保守の対象は、本件賃貸借機器すべてとする。

イ 機器障害時の保守（SEが必要な場合はそれを含む）に加え、年間1回以上の定期点検を行なうものとし、点検報告書を提出すること。

ウ 保守に要する経費は、賃貸人の負担とする。

エ 日常の運用に必要な情報や設定の状況、セキュリティや不具合に関する情報を提供すること。

オ ネットワーク運用委託の受託者の取り扱いに起因する障害予防のための指導・助言を行なうこと。

カ ソフトウェアの修正情報・修正パッチを提供すること。

(2) 保守時間

ア 賃貸人は、導入製品の取扱いについて、専門知識を有し、かつ、習得している者が対応可能で、障害発生時に迅速な保守を行なうことができる体制が確立されていること。

イ ハードウェア障害発生時の保守対応は、原則年末年始及び土日祝日を除く月～金曜日 9時から18時までとする。但し、障害の内容に応じ、賃貸人が必要と判断した場合は、上記時間以外でも行なうこと。

ウ 障害による支障は重大な問題となるため、障害発生時の通報に対して直ちに対応すること。

エ 重要障害発生時にはコール後、2時間以内に到着し、作業着手できること。

(3) セキュリティ

ア データ保護強化として、訪問修理の際に交換した記録媒体に対し、セキュリティロックをかけるなどセキュリティ対策強化を実施すること。

イ 障害修理時に交換した記録媒体内のデータの流失を防止するため、保守部品を取り扱う全ての保守・修理業務委託先、物流業者、製造元、廃棄業者との間に機密保持契約を締結し、写しを本学に提供すること。

ウ 記録媒体は、本学から工場まで安全に搬送され、工場では一定の消去プロセスにより、不良記録媒体内のデータを消去し、消去後1か月以内に証明書を提出すること。

エ 動作不良のためデータ消去作業が施せない場合は、物理的な破碎処理を施した後、廃棄し、破碎後1か月以内に証明書を提出すること。

(4) 無停電電源装置バッテリー

無停電電源装置のバッテリーは、必要に応じて交換すること。

(5) リモート通報

トラブルの未然防止と障害時の復旧までの時間を短縮するため、ネットワーク監視装置の障害予兆情報を感知した際は、管理端末での監視時など運用管理者へ通知(メール等)する仕組みを整えること。

ネットワーク機器詳細

1 構成内訳

- 2.1 コアスイッチ (1台)
- 2.2 ミドルスイッチ (9台)
- 2.3 エッジスイッチ (83台)
- 2.4 ネットワーク監視装置 (一式)
- 2.5 事務用スイッチ (3台)
- 2.6 研究室サーバ用スイッチ (1台)
- 2.7 ラック (一式)

2 備えるべき技術的要件

技術的要件は、すべて必須の要求要件である。

本件機器のハードウェア及びソフトウェアは、原則として製品化されていること。

本書の記述において、ハードウェア及びソフトウェアの要件として「動作可能である」又は「利用可能である」といった表現を用いることがあるが、これはハードウェア又はソフトウェアが正しく設定されており、及び正しく動作することを意味する。

本書の記述において、表記は次のように定義する。主記憶装置の容量は、1KB=1024Byte、1MB=1024KB、1GB=1024MB、1TB=1024GB とする。それ以外のデータ量の表記は、1K=1000Byte、1M=1000K Byte、1G=1000M Byte、1T=1000G Byte とする。

また、本件各スイッチについては以下の性能等を有する若しくはサポートしていること。

IEEE802.1X、IEEE802.1D、IEEE802.1p、IEEE802.1w、IEEE802.1s、IEEE802.1Q

2.1 コアスイッチ (1台)

以下の機能、性能を有する機器

- (1) モジュール型スイッチであること。
- (2) 10ギガビットイーサネット (10GBaseLR) を8ポート以上有すること。
- (3) ギガビットイーサネット (1000Base-LX) を12ポート以上有すること。
- (4) イーサネット (10Base-T/100Base-TX/1000Base-T) を48ポート以上有すること。
- (5) 基本部 (CPU) の障害に備え、基本部は二重化すること。
- (6) 内部電源の障害に備え、内部電源は冗長化すること。
- (7) バックプレーン容量 (スイッチファブリック) として、2Tbps以上を有すること。
- (8) パケット転送能力として、720Mpps以上 (IPv4 Routing時) を有すること。
- (9) TCP / IPを対象とするL3ルーティング機能を有すること。
- (10) VLAN機能 (802.1q) を有すること。
- (11) ポートのセキュリティ機能 (802.1x) を有すること。
- (12) リンクアグリゲーション機能を有すること。
- (13) SNMPに対応していること。
- (14) TelnetおよびSSHによるリモートログインをサポートすること。

- (15) 15U以内で、19インチラックに搭載可能なこと。
- (16) “ミドルスイッチ”と10ギガビットイーサネット（10GBaseLR）で接続を行うこと。
- (17) 定格容量7.5kVA/6,000W以上の無停電電源装置を1台設置し、接続すること。

2.2 ミドルスイッチ（9台）

以下の機能、性能を有する機器 ※うち1台の予備機を含む。

- (1) 10ギガビットイーサネット（10GBaseLR）を1ポート以上有すること。
- (2) イーサネット（10Base-T/100Base-TX/1000Base-T）を24ポート以上有すること。
- (3) バックプレーン容量（スイッチファブリック）として、208Gbps以上を有すること。
- (4) パケット転送能力として、154Mpps以上を有すること。
- (5) 複数台のスイッチを480Gbps以上のスループットでスタック接続する機能を有すること。
- (6) レイヤー3スイッチ機能（RIP、スタティック、OSPF）を有すること。
- (7) VLAN機能（802.1q）を有すること。
- (8) ポートのセキュリティ機能（802.1x）を有すること。
- (9) リンクアグリゲーション機能を有すること。
- (10) SNMPに対応していること。
- (11) TelnetおよびSSHによるリモートログインをサポートすること。
- (12) 1U以内で、19インチラックに搭載可能なこと。
- (13) “コアスイッチ”と10ギガビットイーサネット（10GBaseLR）で接続を行うこと。
- (14) “エッジスイッチ”とイーサネット（10Base-T/100Base-TX/1000Base-T）で接続を行うこと。

2.3 エッジスイッチ（83台）

2.3.1 エッジスイッチ1（75台）

以下の機能、性能を有する機器 ※うち1台の予備機を含む。

- (1) イーサネット（10Base-T/100Base-TX/1000Base-T）を24ポート以上有すること。
- (2) ギガビットイーサネット（1000Base-SFP）を4ポート以上有すること。
- (3) バックプレーン容量（スイッチファブリック）として、56Gbps以上を有すること。
- (4) パケット転送能力として、41.6Mpps以上を有すること。
- (5) 19インチラックにマウントできる形状で、1U以下で収容可能なこと。
- (6) 騒音値が、54dB以内であること。
- (7) IEEE802.1Qをサポートすること。
- (8) 802.1D、802.1w、802.1s をサポートすること。
- (9) TelnetおよびSSHによるリモートログインをサポートすること。
- (10) ポートのセキュリティ機能（802.1x）を有すること。
- (11) リンクアグリゲーション機能を有すること。
- (12) SNMPに対応していること。

2.3.2 エッジスイッチ2（6台）

以下の機能、性能を有する機器

- (1) イーサネット（10Base-T/100Base-TX/1000Base-T）を48ポート以上有すること。

- (2) ギガビットイーサネット (1000Base-SFP) を4ポート以上有すること。
- (3) バックプレーン容量 (スイッチファブリック) として、104Gbps以上を有すること。
- (4) パケット転送能力として、77.3Mpps以上を有すること。
- (5) 19インチラックにマウントできる形状で、1U以下で収容可能なこと。
- (6) 騒音値が、45dB以内であること。
- (7) IEEE802.1Qをサポートすること。
- (8) 802.1D、802.1w、802.1s をサポートすること。
- (9) TelnetおよびSSHによるリモートログインをサポートすること。
- (10) ポートのセキュリティ機能 (802.1x) を有すること。
- (11) リンクアグリゲーション機能を有すること。
- (12) SNMPに対応していること。

2.3.3 エッジスイッチ3 (2台)

以下の機能、性能を有する機器

- (1) イーサネット (10Base-T/100Base-TX/1000Base-T) を 8ポート以上有すること。
- (2) ギガビットイーサネット (1000Base-SFP) を2ポート以上有すること。
- (3) バックプレーン容量 (スイッチファブリック) として、12Gbps以上を有すること。
- (4) パケット転送能力として、17.9Mpps以上を有すること。
- (5) 19インチラックにマウントできる形状で、1U以下で収容可能なこと。
- (6) 騒音値が、0dB (ファンレス) であること。
- (7) IEEE802.1Qをサポートすること。
- (8) 802.1D、802.1w、802.1s をサポートすること。
- (9) TelnetおよびSSHによるリモートログインをサポートすること。
- (10) ポートのセキュリティ機能 (802.1x) を有すること。
- (11) リンクアグリゲーション機能を有すること。
- (12) SNMPに対応していること。

2.4 ネットワーク監視装置 (一式)

2.4.1 ハードウェア

以下の機能、性能を有する機器 (1台)

- (1) Xeon Gold 5222 プロセッサ (3.80GHz、4コア、16.5MB) 相当以上を1個実装すること。
- (2) 16GB以上のメモリを実装し、以下の機能を有すること。
 - ・ECC機能
 - ・SDDC機能
 - ・メモリミラーリング機能
 - ・スペアメモリ機能
- (3) 300GB以上のハードディスクを3台搭載し、RAID1+ホットスペア構成とすること。
- (4) 搭載するハードディスクは2.5インチSASとし、ホットプラグに対応すること。
- (5) 10,000rpm以上のディスク回転数を有すること。
- (6) データカートリッジデバイスを内蔵すること。初回分データカートリッジを用意すること。

- (7) CD-ROM最大24倍速以上、DVD-ROM最大8倍速以上のDVD-ROM装置を搭載していること。
- (8) 本体処理装置にPCI-Expressスロットを6スロット以上有すること。
- (9) 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-TのLANポートをオンボードで2ポート以上搭載していること。
- (10) ハードディスクやメモリなどの予兆監視が可能であること。
- (11) 管理コンソールは、故障箇所の実機イメージでの表示が可能であること。
- (12) 監視で取得したサーバ情報の過去のデータとの比較が可能であること。
- (13) サーバハング時においても異常通知が可能な機能を有すること。
- (14) 遠隔地からサーバの再起動、電源ON/OFF等が可能な機能を有すること。
- (15) ハードウェアの障害予兆情報を自動的に探知し、メールで自動通報可能なこと。
- (16) 最大消費電力が671W以下であること。
- (17) 電源は、冗長構成であること。ホットプラグに対応していること。AC100Vであること。
- (18) ファンは、冗長構成であること。ホットプラグに対応していること。
- (19) 占有スペースは、2U以内であること。
- (20) 最大25kg (28kg (ラックレール含む))以下であること。
- (21) 騒音値は、51dbであること。
- (22) 定格容量1500VA、980W以上の無停電電源装置を接続設定すること。RoHS指令対応製品であること。19インチラックにマウントできる形状で、2U以下で収容可能なこと。
- (23) 停電後、7分以上本機の運用を継続することが可能であり、その時間中で自動シャットダウンが可能なこと。

2.4.2 OS/ソフトウェア

- (1) OSはRed Hat Enterprise Linux 8相当以上であること。
- (2) 下記のネットワーク装置を監視するソフトウェアを導入すること。
 - ・コアスイッチ
 - ・ミドルスイッチ
 - ・エッジスイッチ
- (3) ネットワーク装置への監視がエラーとなった場合、管理者へメール通知を行うこと。

2.5 事務用スイッチ (3台)

以下の機能、性能を有する機器

- (1) IEEE802.3準拠の10/100/1000BASE-T LANポートを24ポート以上有すること。
- (2) (1) 以外に10GBASE-Tのポートを4ポート以上有すること。1G/2.5G/5Gでも利用可能なこと。
- (3) (1) 及び(2) 以外に10Gbpsポートを4ポート以上有すること。
 - 接続機器のインタフェースに合わせて10GBASE-SRもしくは10GBASE-LR、10GBASE-CRから選択できること。
 - 10ギガのメディア以外にも1000BASE-SXもしくは1000BASE-LXのSFPモジュールも実装できること。
- (4) 208Gbps以上のスイッチ容量を有すること。
- (5) MACアドレス学習テーブルに32,000以上のアドレスをエントリできること。
- (6) VLAN設定数が4094以上であること。
- (7) IPv4インタフェースとIPv6インタフェースをそれぞれ100個以上サポートしていること。

- (8) プロトコルVLAN機能をサポートしていること。また、IPv4/IPv6/FNAをキーワードで指定して設定する機能をサポートしていること。
- (9) RoHS指令対応製品であること。
- (10) 本体から電源ケーブルが簡単に抜けてしまうことがない機能を有すること。
- (11) SNMPv1/v2c/v3をサポートすること。
- (12) AutoMDI機能をサポートすること。
- (13) ポートのオートネゴシエーション及び固定設定が可能であること。
- (14) スイッチのポート間でアクセス制限（通信の許可又は禁止）が設定可能であること。
- (15) リンクアグリゲーション機能（IEEE802.3ad準拠）により8ポート以上のグルーピングが可能であること。
- (16) リンクアグリゲーション機能においてLACPをサポートしていること。
- (17) STP、RSTP、MSTP機能を有すること。
- (18) IEEE802.1Q タグVLAN機能を有すること。
- (19) Web設定画面やCLI上のコマンド説明が日本語表示できること。
- (20) 動的反映せずにCLI上で設定を作成できること。コマンドや再起動により作成した設定を反映できること。
- (21) 日時を事前に指定することで、構成定義情報の切り替えや再起動を自動的に実施することが可能なスケジュール機能をサポートしていること。
- (22) 原則、ファームウェアは、公開Webからインターネット経由で提供可能なこと。
- (23) 管理対象端末以外が接続されたことを検知し、該当端末からの通信を遮断できる機能を有すること。

2.6 研究室サーバ用スイッチ（1台）

以下の機能、性能を有する機器

- (1) イーサネット（10Base-T/100Base-TX/1000Base-T）を48ポート以上有すること。
- (2) ギガビットイーサネット（1000Base-SFP）を4ポート以上有すること。
- (3) バックプレーン容量（スイッチファブリック）として、104Gbps以上を有すること。
- (4) パケット転送能力として、77.3Mpps以上を有すること。
- (5) 19インチラックにマウントできる形状で、1U以下で収容可能なこと。
- (6) 騒音値が、45dB以内であること。
- (7) IEEE802.1Qをサポートすること。
- (8) 802.1D、802.1w、802.1s をサポートすること。
- (9) TelnetおよびSSHによるリモートログインをサポートすること。
- (10) ポートのセキュリティ機能（802.1x）を有すること。
- (11) リンクアグリゲーション機能を有すること。
- (12) SNMPに対応していること。

2.7 ラック（一式）

- (1) 本件賃貸借機器の内以下のラックマウント型機器を収納する24U以下のラック1基を2号館の指定する部屋に設置し、振動・地震対策用の措置をとること。

- ・コアスイッチ (1式)
 - ・ネットワーク監視装置 (1式)
- (2) 1U以下でラック搭載可能な、17インチ以上の液晶ディスプレイ・キーボード・ポインティングデバイス一体型コンソールを1台設置すること。
- (3) 以下の機器を用意すること。
- ・4ポート以上のKVMスイッチ 1台
 - ・1.8m以上のPS/2 KVMケーブル 3本

設置箇所一覧

コアスイッチ

No.	機器名	建物名及びフロア	室名
1	コアスイッチ	2号館 2階	2-203

ミドルスイッチ

No.	スイッチ名	建物名及びフロア	室名
1	ミドルスイッチ 1	2号館 3階	EPS
2	ミドルスイッチ 2	2号館 5階	EPS
3	ミドルスイッチ 3	2号館 7階	EPS
4	ミドルスイッチ 4	2号館 1階	EPS
5	ミドルスイッチ 5	2号館 1階	EPS
6	ミドルスイッチ 6	1号館 2階	EPS
7	ミドルスイッチ 7	1号館 1階	1-110
8	ミドルスイッチ 8	4号館 1階	EPS2
9	予備		

エッジスイッチ1

No.	建物名及びフロア	室名	備考
1	2号館 B1階	2-B04	ミドルスイッチ 1 に接続
2	2号館 B1階	2-B02	ミドルスイッチ 1 に接続
3	2号館 B1階	スタジオ	ミドルスイッチ 1 に接続
4	2号館 B1階	図書館事務室	ミドルスイッチ 1 に接続
5	2号館 B1階	図書用スイッチ中継用	ミドルスイッチ 1 に接続
6	2号館 B1階	図書 PC 用	エッジスイッチに接続
7	2号館 B1階	図書 PC 用	エッジスイッチに接続
8	2号館 1階	2-101	ミドルスイッチ 1 に接続
9	2号館 1階	2-103	ミドルスイッチ 1 に接続
10	2号館 1階	2-104B	ミドルスイッチ 1 に接続
11	2号館 1階	2-104E	ミドルスイッチ 1 に接続
12	2号館 2階	EPS	ミドルスイッチ 1 に接続
13	2号館 2階	2-204	ミドルスイッチ 1 に接続
14	2号館 3階	EPS	ミドルスイッチ 1 に接続
15	2号館 4階	EPS	ミドルスイッチ 1 に接続
16	2号館 5階	2-501	ミドルスイッチ 2 に接続
17	2号館 5階	2-502	ミドルスイッチ 2 に接続
18	2号館 5階	2-503	ミドルスイッチ 2 に接続
19	2号館 5階	2-506	ミドルスイッチ 2 に接続
20	2号館 5階	2-504	ミドルスイッチ 2 に接続

No.	建物名及びフロア	室名	備考
21	2号館5階	2-504	ミドルスイッチ2に接続
22	2号館5階	2-504	ミドルスイッチ2に接続
23	2号館5階	2-504	ミドルスイッチ2に接続
24	2号館6階	2-601	ミドルスイッチ2に接続
25	2号館6階	2-602	ミドルスイッチ2に接続
26	2号館6階	2-603	ミドルスイッチ2に接続
27	2号館6階	2-604	ミドルスイッチ2に接続
28	2号館6階	2-605	ミドルスイッチ2に接続
29	2号館6階	2-606	ミドルスイッチ2に接続
30	2号館7階	2-701	ミドルスイッチ3に接続
31	2号館7階	2-702	ミドルスイッチ3に接続
32	2号館7階	2-703	ミドルスイッチ3に接続
33	2号館7階	2-704	ミドルスイッチ3に接続
34	2号館7階	2-705	ミドルスイッチ3に接続
35	2号館7階	2-708	ミドルスイッチ3に接続
36	2号館8階	2-801	ミドルスイッチ3に接続
37	2号館8階	2-802	ミドルスイッチ3に接続
38	2号館8階	2-803	ミドルスイッチ3に接続
39	2号館8階	2-804	ミドルスイッチ3に接続
40	2号館8階	2-805	ミドルスイッチ3に接続
41	2号館8階	2-806	ミドルスイッチ3に接続
42	2号館1階	2-105	ミドルスイッチ4に接続
43	2号館1階	2-106	ミドルスイッチ4に接続
44	2号館1階	2-107	ミドルスイッチ4に接続
45	2号館1階	2-108	ミドルスイッチ4に接続
46	2号館1階	2-109	ミドルスイッチ4に接続
47	2号館1階	2-110	ミドルスイッチ4に接続
48	2号館1階	2-111	ミドルスイッチ4に接続
49	2号館1階	2-112	ミドルスイッチ4に接続
50	2号館2階	2-211	ミドルスイッチ5に接続
51	2号館2階	2-212	ミドルスイッチ5に接続
52	2号館2階	2-213	ミドルスイッチ5に接続
53	2号館2階	2-214	ミドルスイッチ5に接続
54	2号館2階	2-215	ミドルスイッチ5に接続
55	2号館2階	2-216	ミドルスイッチ5に接続
56	1号館2階	EPS-1	ミドルスイッチ6に接続
57	1号館2階	EPS-1	ミドルスイッチ6に接続
58	1号館2階	EPS-2	ミドルスイッチ6に接続

No.	建物名及びフロア	室名	備考
59	1号館 2階	EPS-2	ミドルスイッチ 6 に接続
60	1号館 2階	EPS-3	ミドルスイッチ 6 に接続
61	1号館 2階	EPS-4	ミドルスイッチ 6 に接続
62	1号館 1階	1-110	ミドルスイッチ 7 に接続
63	1号館 1階	1-110	ミドルスイッチ 7 に接続
64	1号館 1階	EPS-2	ミドルスイッチ 7 に接続
65	4号館 1階	EPS1	ミドルスイッチ 8 に接続
66	4号館 1階	EPS2	ミドルスイッチ 8 に接続
67	4号館 3階	EPS1	エッジスイッチに接続
68	4号館 4階	EPS1	エッジスイッチに接続
69	4号館 4階	4-405	エッジスイッチに接続
70	4号館 4階	4-405	エッジスイッチに接続
71	4号館 4階	4-405	エッジスイッチに接続
72	5号館 1階	5号館 1階	エッジスイッチ 2 に接続
73	5号館 2階	5号館 2階	エッジスイッチ 2 に接続
74	5号館 2階	5号館 2階	エッジスイッチ 2 に接続
75	予備機		

エッジスイッチ 2

No.	建物名及びフロア	室名	備考
1	4号館 1階	EPS	エッジスイッチ 1 に接続
2	4号館 2階	EPS2	ミドルスイッチ 8 に接続
3	4号館 2階	EPS1	エッジスイッチ 1 に接続
4	4号館 3階	EPS2	ミドルスイッチ 8 に接続
5	4号館 4階	EPS2	ミドルスイッチ 8 に接続
6	3号館 1階	EPS-K	ミドルスイッチ 8 に接続

エッジスイッチ 3

No.	建物名及びフロア	室名	備考
1	3号館 1階	3号館 1階	エッジスイッチ 2 に接続
2	5号館 1階	5号館 1階	エッジスイッチ 2 に接続

ネットワーク監視装置

No.	機器名	建物名及びフロア	室名
1	ネットワーク監視装置	2号館	2-203

事務用スイッチ

No.	機器名	建物名及びフロア	室名
1	事務用スイッチ	1号館 1階	OA室
2	事務用スイッチ	1号館 1階	OA室
3	事務用スイッチ	1号館 1階	OA室

研究室サーバ用スイッチ

No.	機器名	建物名及びフロア	室名
1	研究室サーバ用スイッチ	2号館 2階	2-203

電子情報処理委託に係る特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (7) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

- に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 かし担保責任

- (1) 契約目的物にかしがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

- この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。
- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書 チェックシート

東京都立大学法人

件名「東京都立大学(日野キャンパス) ネットワーク機器の借入れ(長期継続契約)」

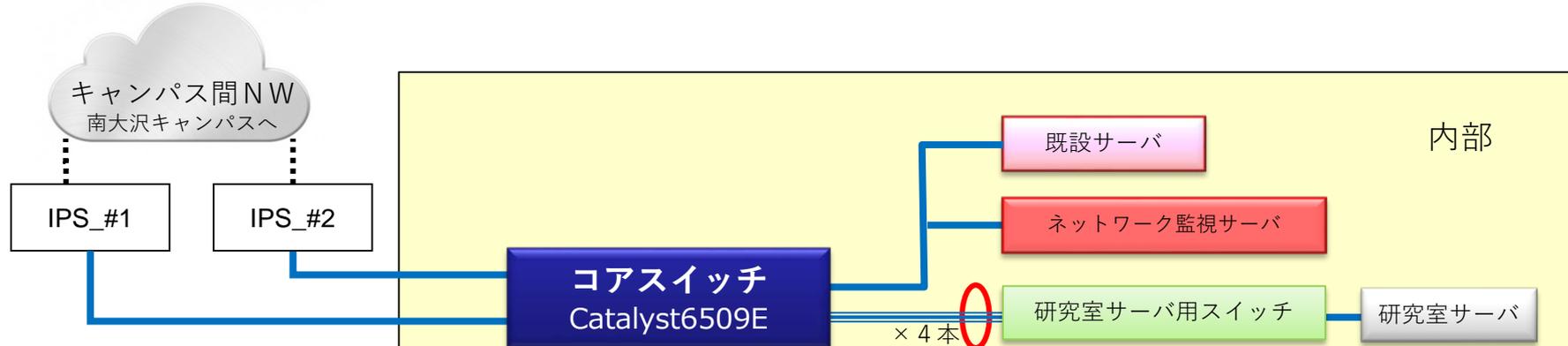
当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の口にチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の口にチェックを入れること。

事項		特記仕様書の内容 (根拠:標準特記仕様書該当箇所)	提出時期	提出の 要否	受領 確認
1 業務の推進体制表		当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠:2(1)、(2)) (提出事例) ①から④までを記載した連絡体制表など	契約締結後直ちに提出すること。 なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	業務責任者(職・氏名)				
②	作業体制表				
③	連絡体制表				
④	作業場所				
2 誓約書		特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠:2(1))	契約締結後直ちに提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 遵守事項の周知状況報告書		契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠:3(2)) (提出事例) 業務従事者名簿兼周知状況報告書など	実施後速やかに報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 安全管理体制に係る資料		受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。(根拠:8(1)(イ)) a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの (提出事例) ①出退勤管理簿、施設等使用簿など ②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など ③物件等の受払簿など	提出を求められた場合は直ちに提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	作業場所等の入退室管理記録				
②	貸与品等の使用及び保管管理記録				
③	物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録				
5 消去結果報告書		記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠:8(1)(ウ)) 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書		この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠:8(1)(エ))	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書				
②	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書)				
7 事故報告書		事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(1)(エ))	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8 個人情報等管理記録		個人情報及び機密情報の管理状況の記録 ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ) (提出事例) ②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など	委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	管理責任者(職・氏名)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	個人情報等の使用及び保管管理記録			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 個人情報等消去申告書及び消去結果報告書		個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)	消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 個人情報等事故報告書		個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 教育及び研修計画及び実施状況報告書		業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ)	研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。 なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	個人情報等研修計画	(提出事例) ①研修計画書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	個人情報等研修実施状況報告書	②研修実施状況報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 再委託届出書		再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。(以下、記載事項) ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2))	再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	再委託届出書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	誓約書(再委託先)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	その他委託者が指定する事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 その他		電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書に記載のない追記事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

日野キャンパスネットワーク概念図 (旧)



※IPS及び既設サーバは、南大沢キャンパス管理のため対象外

※研究室サーバは、教員管理のため対象外 (支援対象)

< 凡例 >

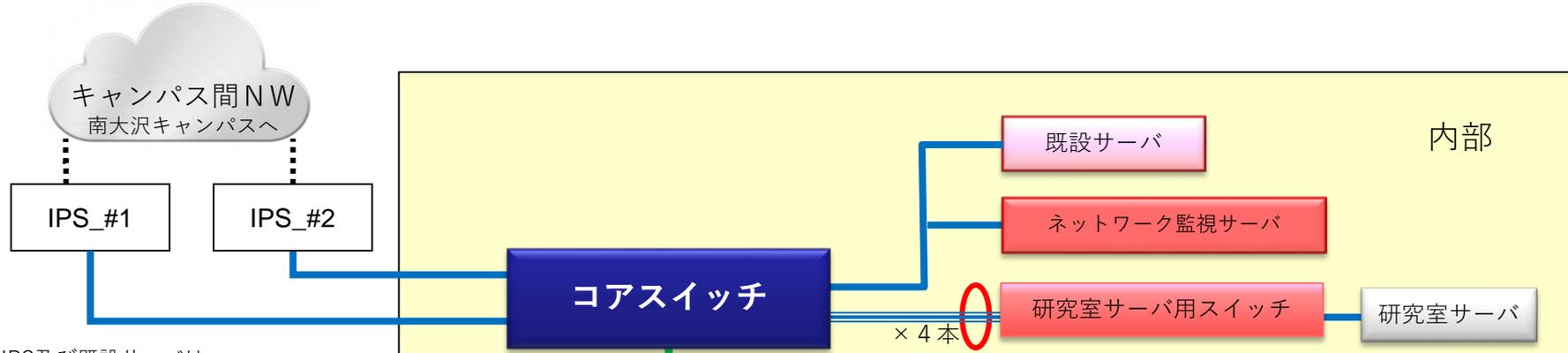
- 10GBASE-LR
- - - 1000BASE-LX
- 1000BASE-T

- Cat3650-24Td
- Catalyst3750X-24-S
- Cat2960X-24TS-L
- SR-S324Tc1
- Catalyst2960CG-8TC-L
- Catalyst2960X-48TS-L

※契約期間内に変更の可能性あり

内部

日野キャンパスネットワーク概念図 (新)



内部

※IPS及び既設サーバは、南大沢キャンパス管理のため対象外
 ※研究室サーバは、教員管理のため対象外 (支援対象)

< 凡例 >

- 10GBASE-LR
- - - 1000BASE-LX
- 1000BASE-T

ミドルスイッチ

エッジスイッチ 1

エッジスイッチ 2

エッジスイッチ 3

事務用スイッチ

研究室サーバ用スイッチ

※契約期間内に変更の可能性あり



- 1号館 (本部棟・事務室)
- 2号館 (図書館・講義室・研究室)
- 3号館 (実験室・研究室)
- 4号館 (実験室・研究室)
- 5号館 (実験室・研究室)
- 体育館 (アリーナ・トレーニングルーム)
- 大学会館 (食堂・売店・部室)



AED設置場所

- 1号館 1階エントランスホール
- 2号館 1階警備室
- 4号館 1階エントランスホール
- 体育館 1階エントランス
- 大学会館 1階エントランス



多目的トイレ設置場所

- 1号館 1階・2階
- 2号館 1階・2階
- 4号館 1階・2階・3階・4階
- 大学会館 1階

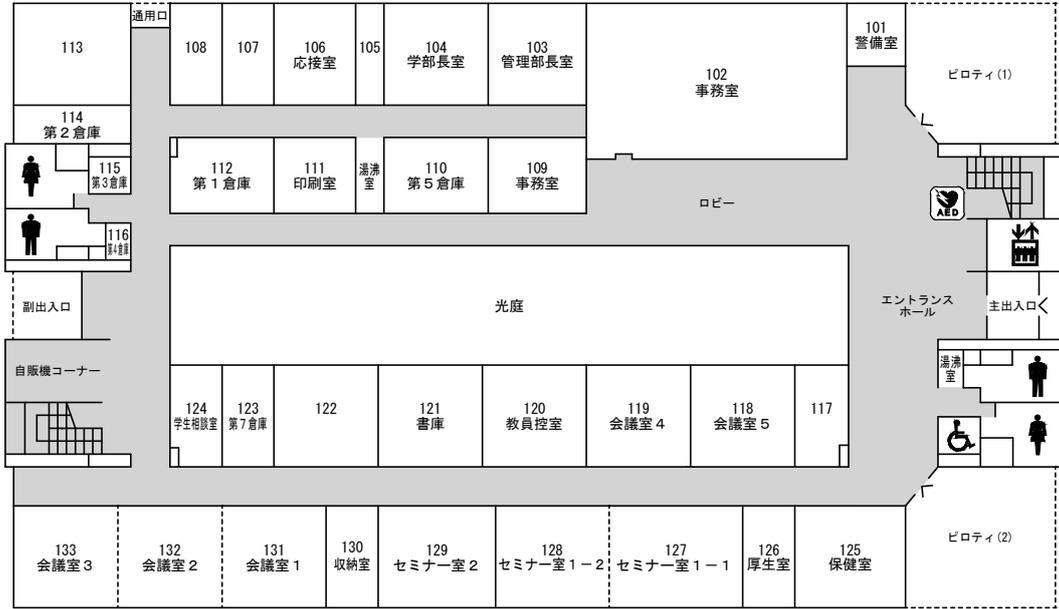
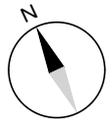


喫煙所

※東京都受動喫煙防止条例の施行により、喫煙場所が変更されることがあります。
 なお、変更される場合は、別途通知します。

- 1号館 2階喫煙コーナー
- 2号館 室外機置場隣(屋外)
- 5号館 南側非常階段下(屋外)

■ 1号館フロアマップ

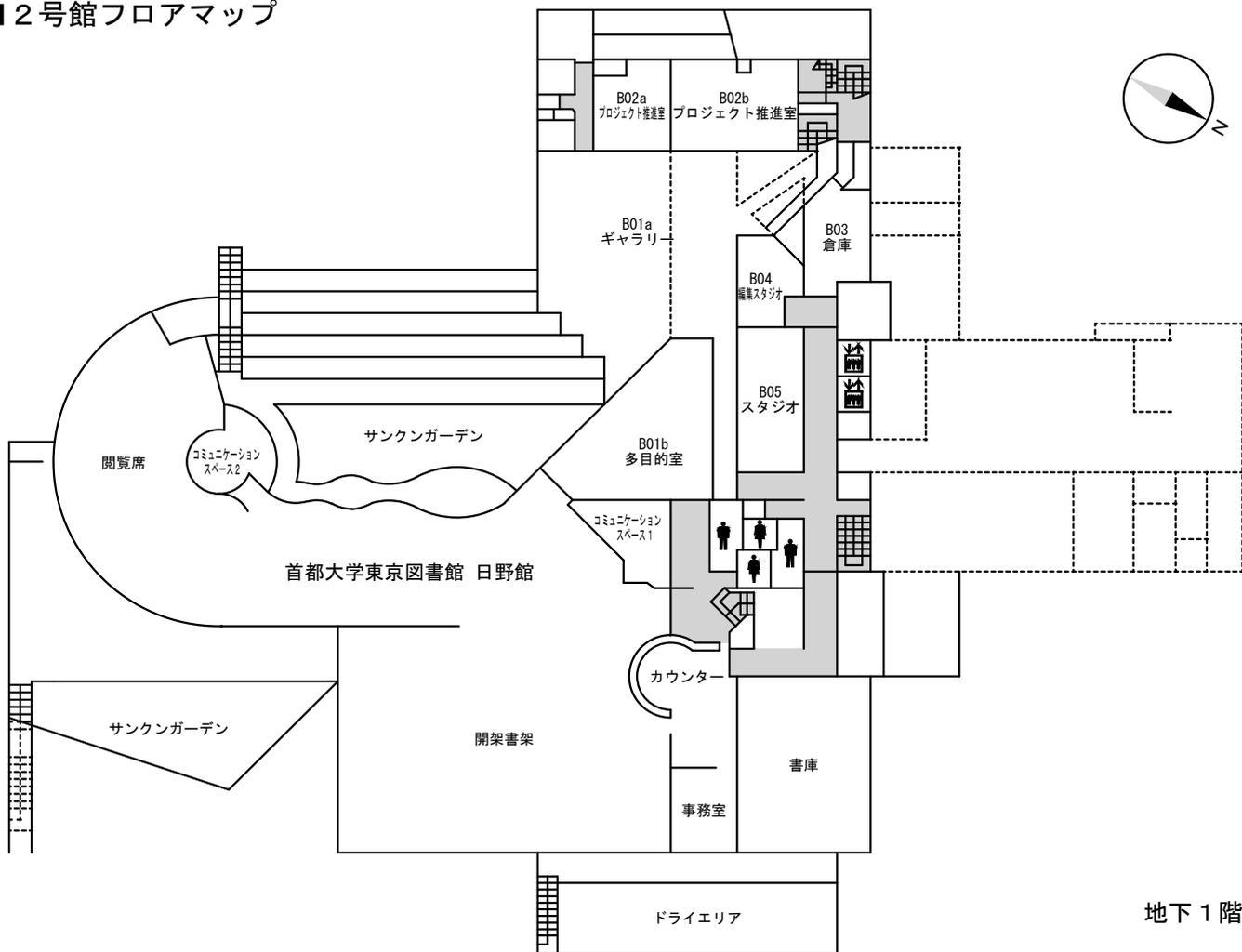


1階

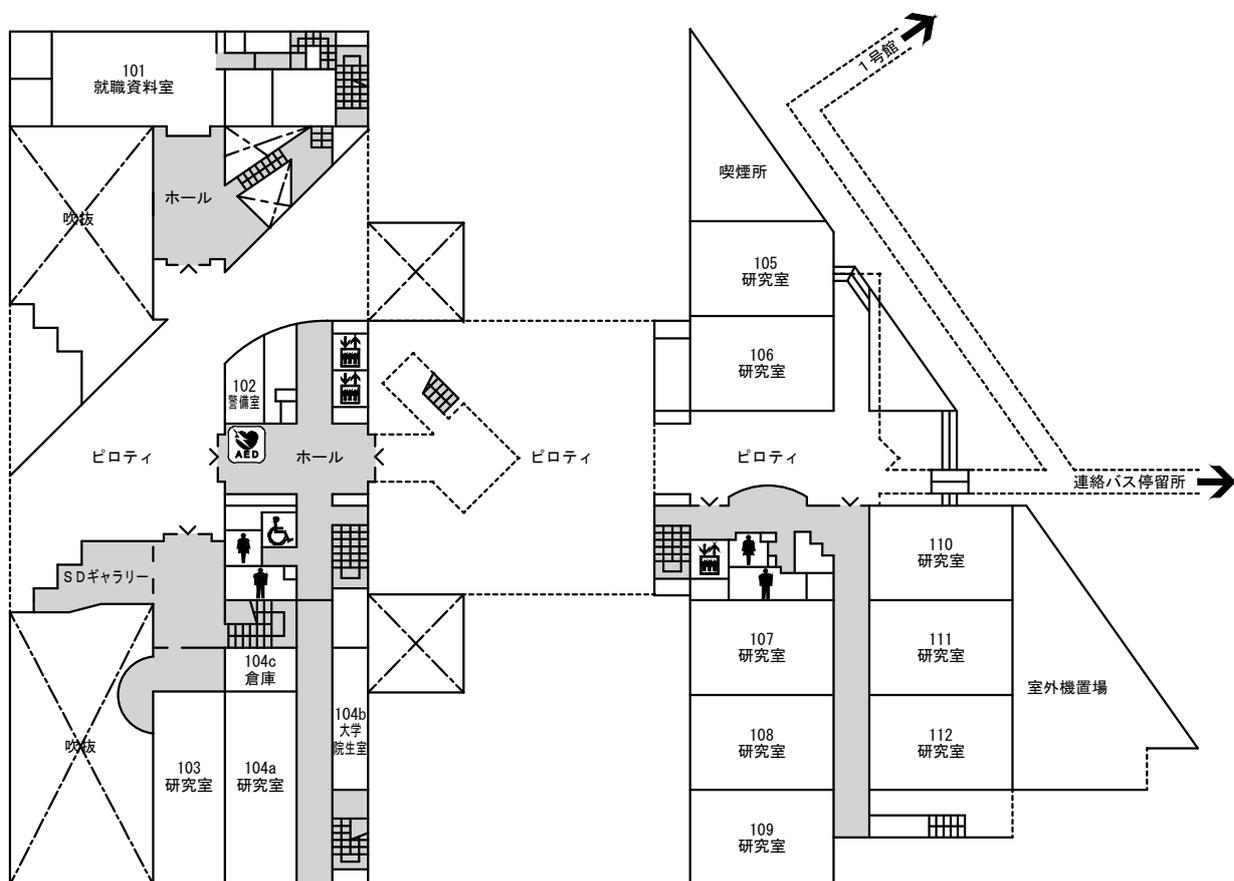


2階

■ 2号館フロアマップ

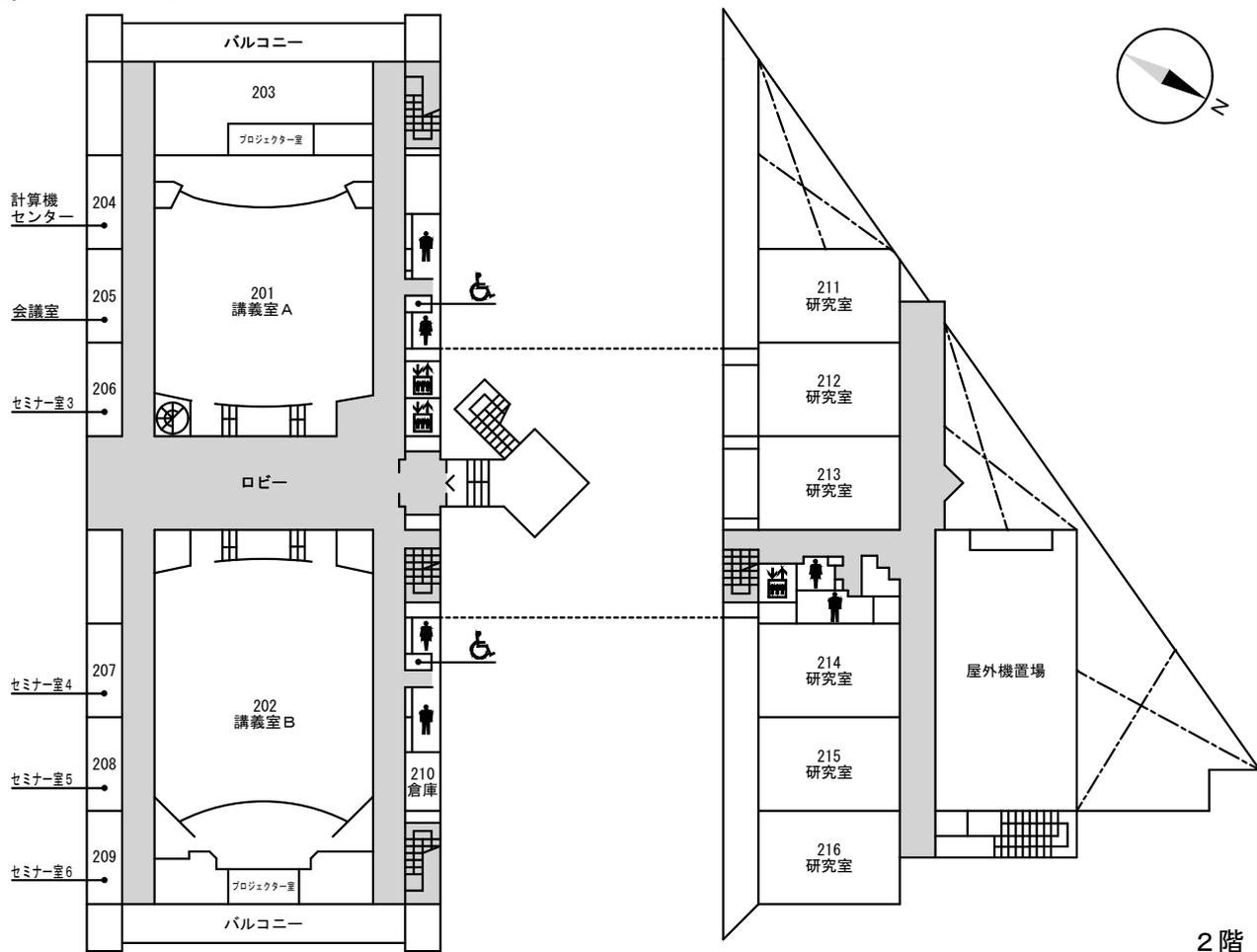


地下1階

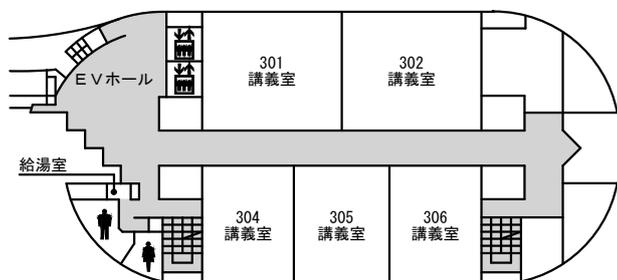


1階

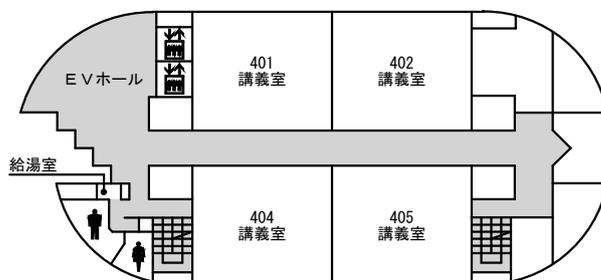
■ 2号館フロアマップ



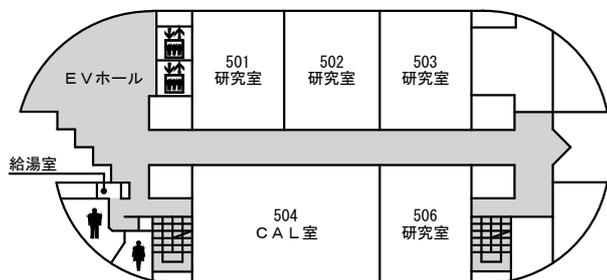
2階



3階



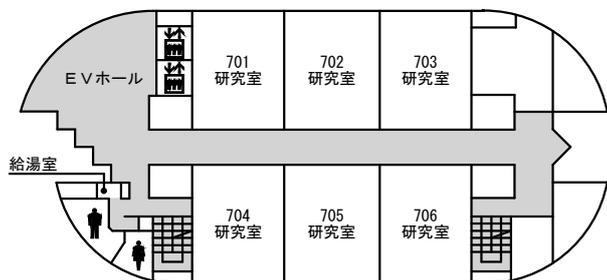
4階



5階



6階

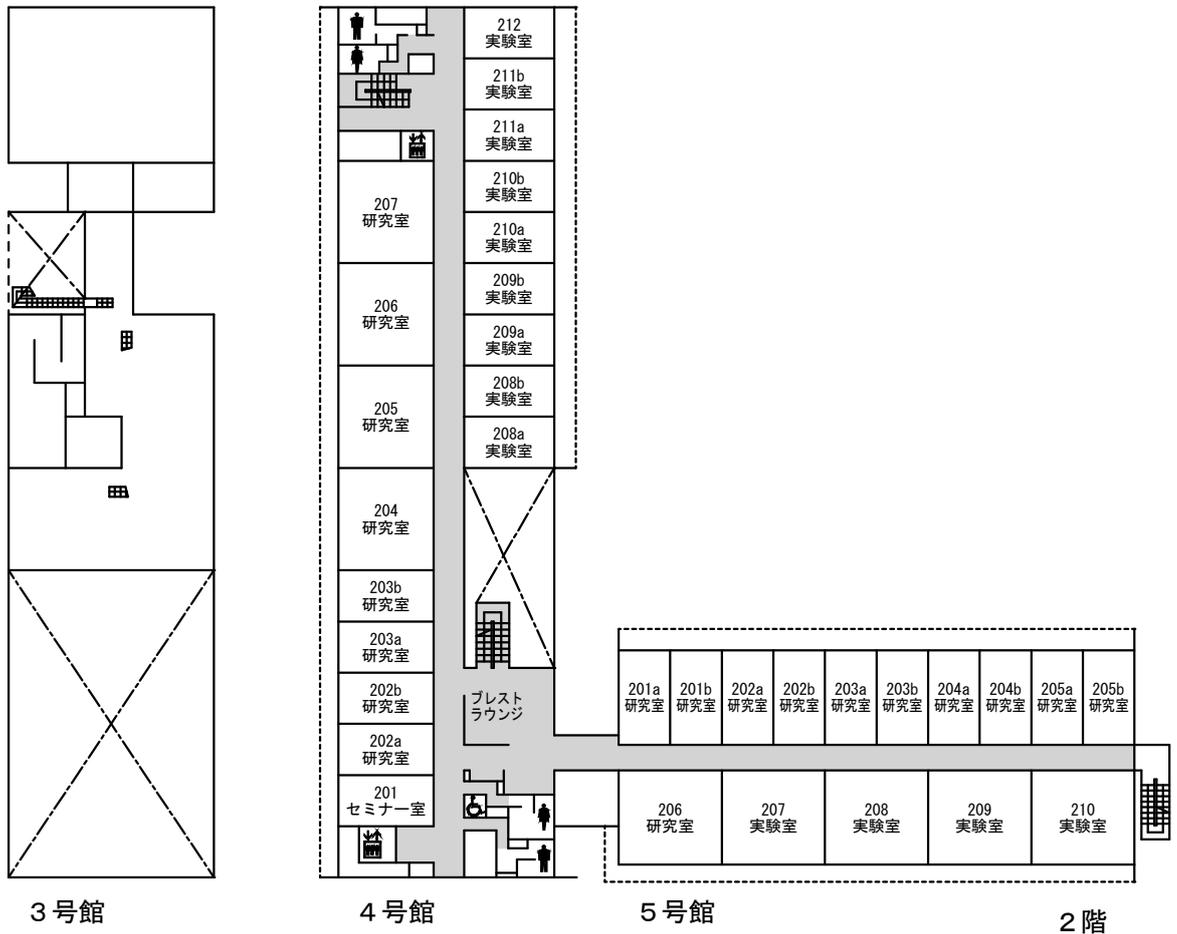
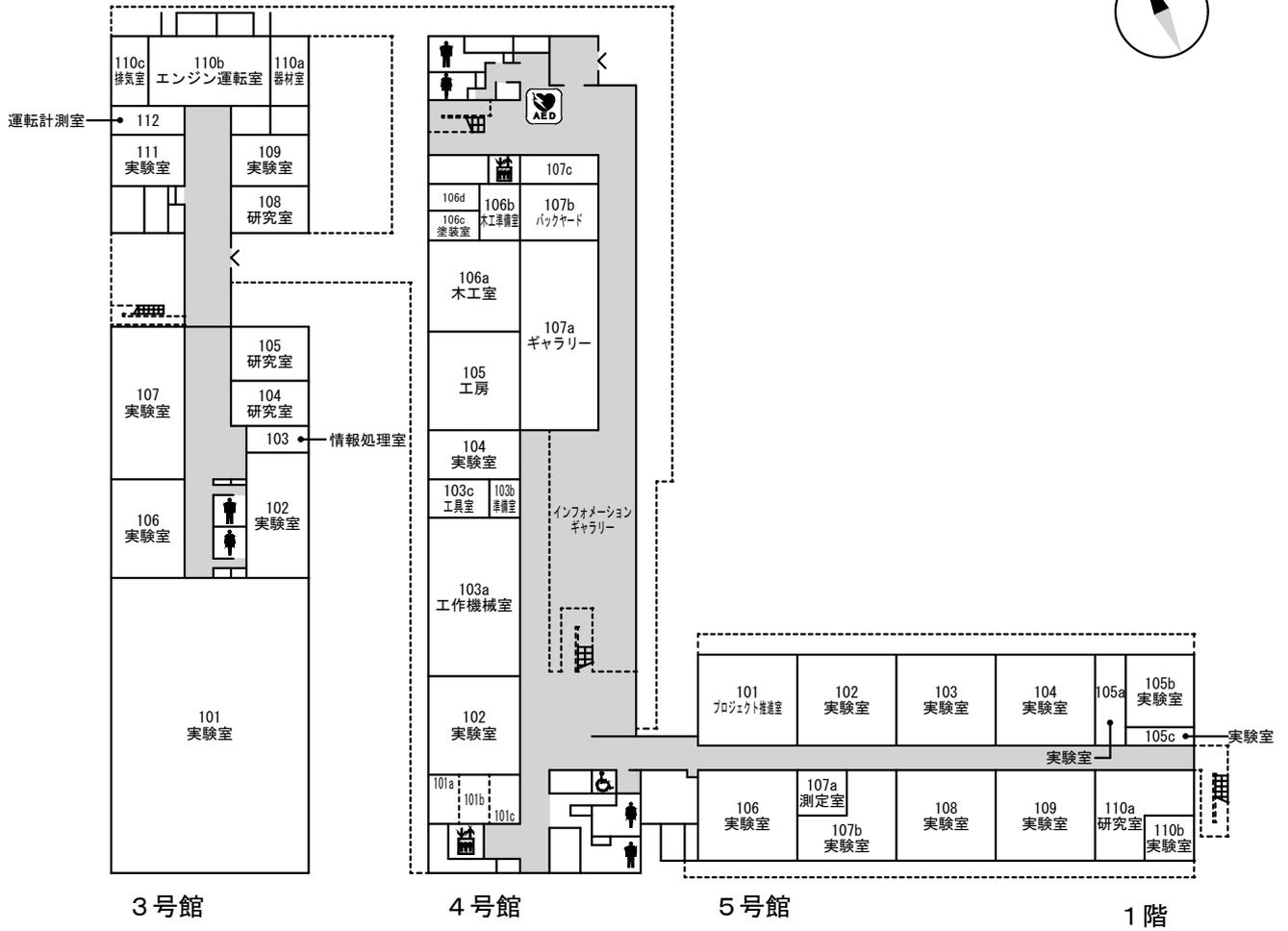
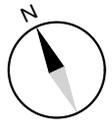


7階

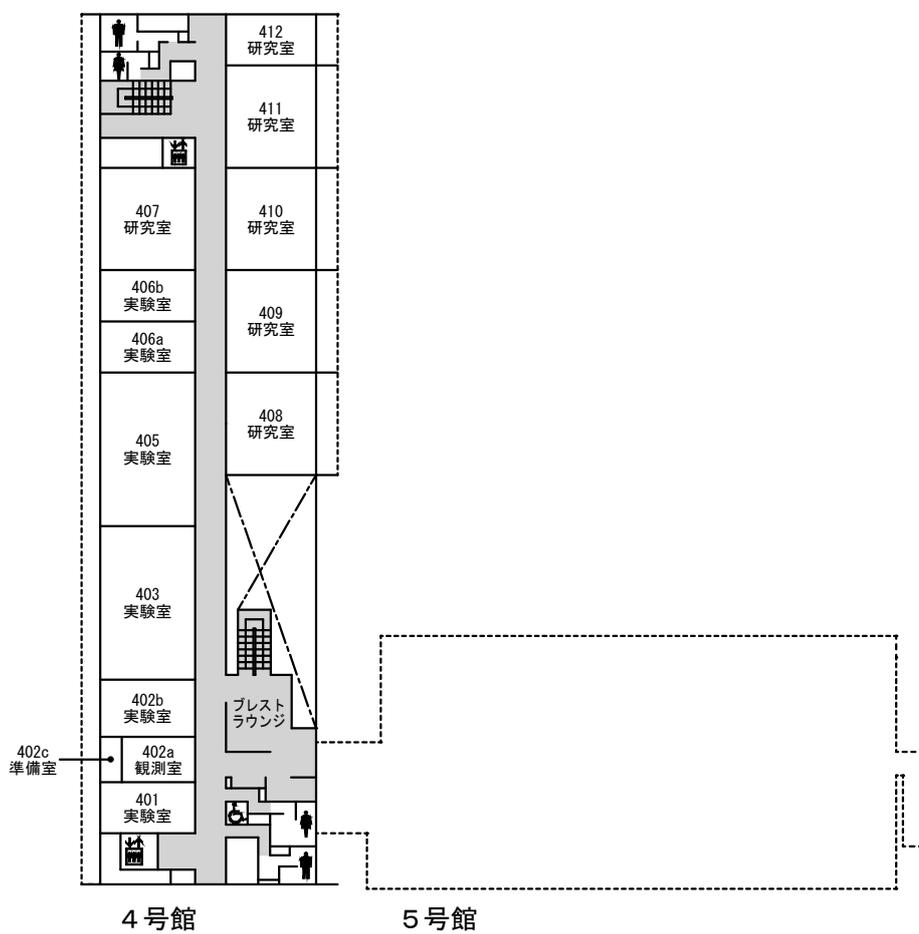
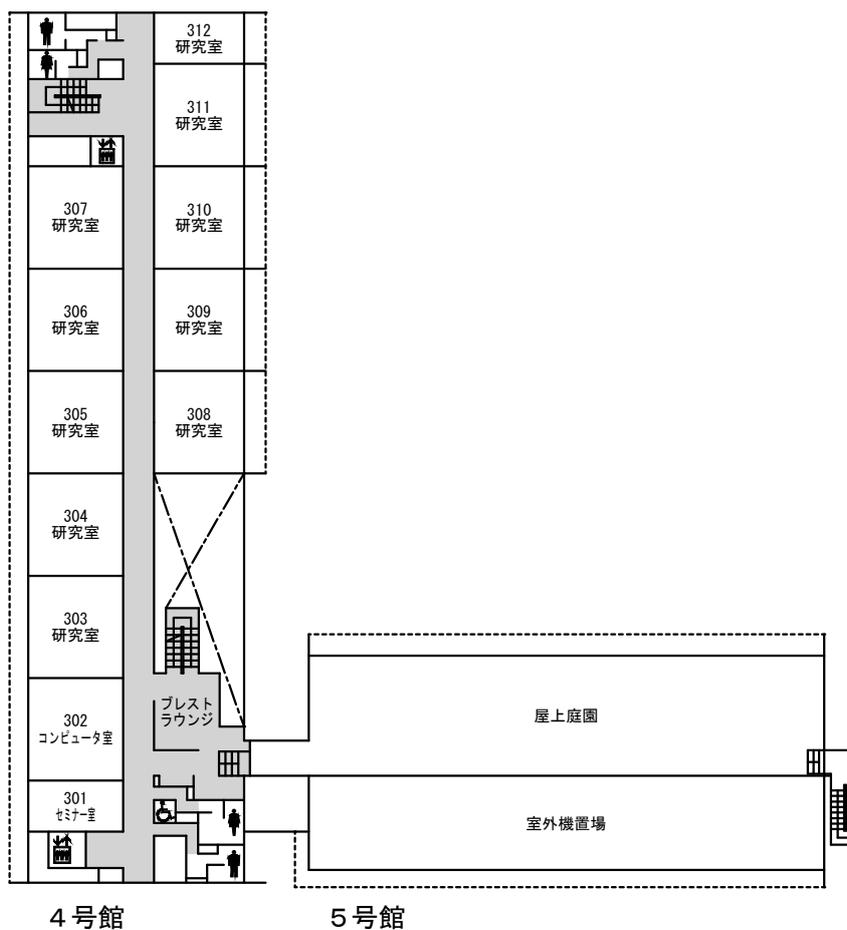


8階

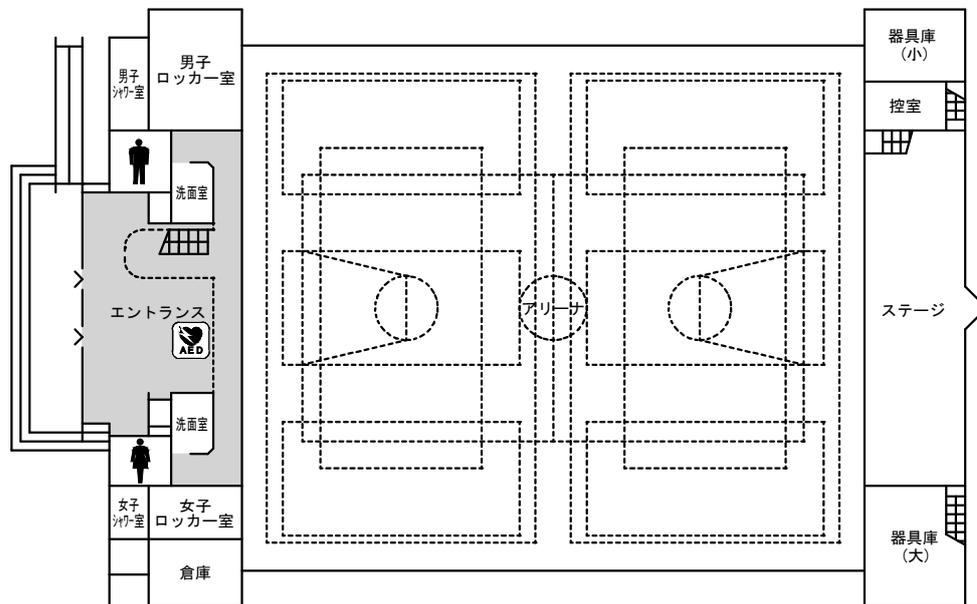
■ 3・4・5号館フロアマップ



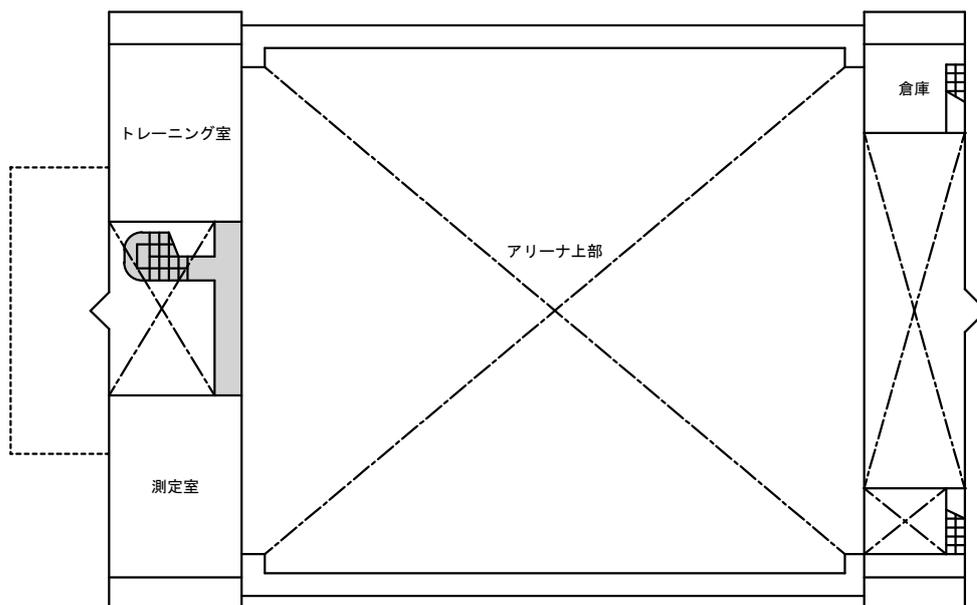
■ 4・5号館フロアマップ



■体育館フロアマップ

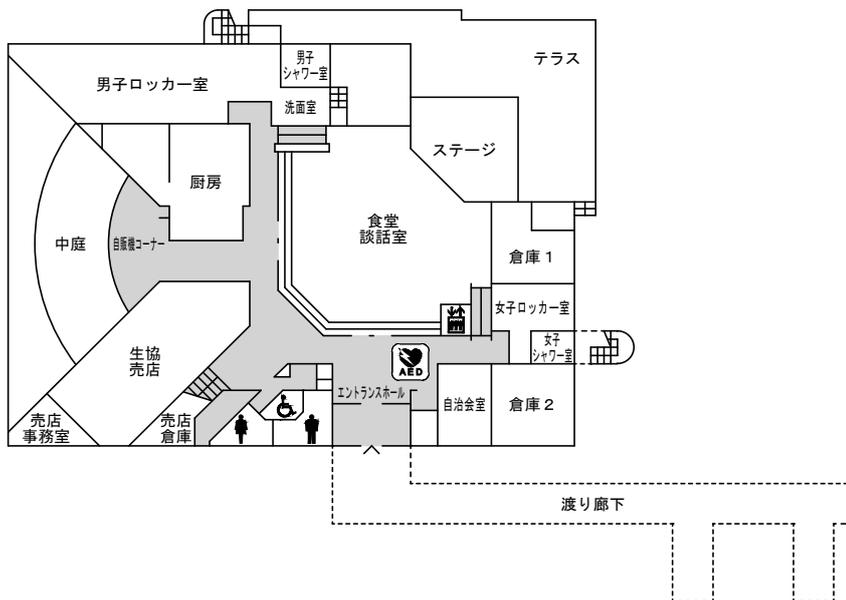


1 階

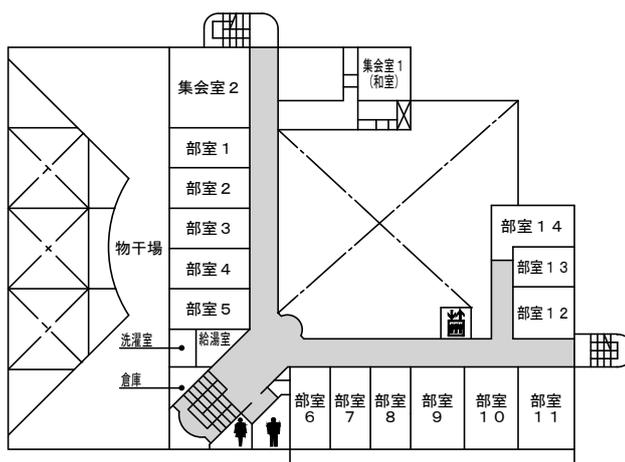


2 階

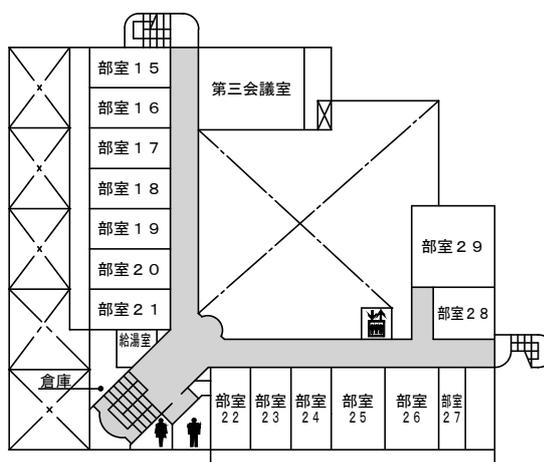
■ 大学会館フロアマップ



1階



2階



3階